



令和元年5月21日(火)
国土交通省関東地方整備局
常陸河川国道事務所
(那珂川・久慈川渴水調整協議会
事務局)

お 知 ら せ

那珂川の取水制限を一時的に解除します。

一時解除日時：令和元年5月21日(火)18時から

那珂川においては、令和元年5月13日正午から農業用水15%、都市用水10%の取水制限を再開しています。

降雨等の影響により、野口地点に設置した水位計の水位観測値が、流量に換算して概ね $100\text{m}^3/\text{s}$ に相当する -1.25m (T.P. 20.506m)以上となり、かつ、直近の塩水遡上観測結果等から、 $200\text{mg}/\ell$ の塩分が那珂川17.5km地点に到達していないことが確認されました。

[那珂川の流況]

- ・野口地点水位： -1.22m (5月21日14時30分時点)
- ・ $200\text{mg}/\ell$ の塩分到達距離： 15.9km (5月21日5時5分時点)

那珂川・久慈川渴水調整協議会(会長：国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長 八尋 裕)(※)において5月20日に決定した「那珂川渴水調整協議会確認事項(別添参照)」の(1)により、5月21日18時から取水制限を一時的に解除することとなりました。

引き続き、那珂川・久慈川流域における水資源の有効利用のため、節水へのご協力をお願いします。

※那珂川・久慈川渴水調整協議会は、那珂川及び久慈川の渴水時における水利使用の調整を円滑に行うために設置されたもので、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城県、栃木県、福島県の関係部局及び関係市町村により構成されています。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
茨城県水戸市千波町1962-2 電話 029-240-4061(代表)

ふく しょ ちょう やぎ あきとし
副 所 長 八木 昭稔
せんようちょうせいかちょう ひろた たけし
占用調整課長 廣田 健

那珂川渴水調整協議会確認事項

○ 那珂川の取水制限に係る当面の運用について

那珂川の流況が一気に改善するようなまとまった降雨がなく、取水制限が継続している状況下、塩水の遡上抑制や河川環境の保全に配慮しつつ、水象、気象の状況変化に応じて限られた水資源を有効に利用する観点から、那珂川の取水制限に係る当面の運用について、次のとおり確認する。

- (1) 今後の水象、気象状況により、野口地点に設置した水位計の水位観測値が、流量に換算して概ね $100 \text{ m}^3/\text{s}$ に相当する -1.25 m (T. P. 20.506 m) 以上となり、かつ、直近の塩水遡上観測結果等から、 200 mg/l の塩分が、那珂川・県央広域工業用水道事業及び那珂市水道取水口の位置する那珂川 17.5 km 地点に到達していないと判断された時点から 3 時間を経過した直後の正時より、取水制限を解除する。ただし、3 時間を経過した直後の正時が午後 9 時以降となる場合には、解除時刻を翌日の正午とする。
- (2) 上記(1)の状況を確認した場合、那珂川渴水調整協議会事務局は、緊急連絡網により、速やかに協議会会員に解除時刻とともに FAX で連絡するものとする。
- (3) 取水制限の一時解除期間中であっても、取水量抑制に努めることとする。
- (4) その後の水象、気象状況により、①那珂川 17.5 km 地点まで 200 mg/l の塩分が遡上した場合、もしくは、②野口地点の流量が $25 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満となった場合、一定規模以上の取水実績を有する利水者に対して取水制限を再開することとし、取水制限率は農業用水 15% 、都市用水 10% とする。
これ以外の利水者にあっても、取水量抑制について最大限の努力を要請する。
- (5) 上記(4)の取水制限は、過去 3 年間の同時期における取水実績（平均）を基準とする。
- (6) 上記(4)の取水制限の実施時期は、同記①または②の事象が生じた翌日の正午からとし、事務局から緊急連絡網により FAX 通知する。（土日祝日でも確認可能な体制を継続・維持するものとする。）
- (7) 上記の他、河川流況や塩分遡上の状況等により取水制限措置を変更する必要が生じた場合（全面解除する場合を含む）は、再協議の上、見直しを行うものとする。
- (8) 上記(7)の必要が生じた場合は、土日祝日中であっても、緊急連絡体制をもって当協議会を速やかに開催するものとする。

- (9) 県担当部局及び市町村は、相互に協力して関係利水者に対して責任をもって指導するものとする。
- (10) 各利水者は、相互に協力し円滑な水運用が図られるよう、最大限の努力を行うものとする。
- (11) 茨城県及び栃木県は、関係利水者に対し、調整池やため池の活用の徹底、取水口ごとの取水量の管理の徹底及び反復利用の徹底を呼びかけるものとする。
- (12) 取水制限再開後、再び上記（1）の状況が確認された場合、同項の手順により取水制限を一時的に解除し、さらにその後上記（4）の状況が確認された場合には、同項の手順により取水制限を再開するものとする。

その他

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 都市用水については、必要に応じて節水と水質汚濁の防止について、関係住民にチラシ、パンフレット、広報車等により呼びかけを行うものとする。また、大口需要者については、節水の協力要請を行うものとする。